

「緊急地震速報」は、震源に近い観測点で地震を検知し、直ちに震源や地震の規模（マグニチュード）、各地の震度などを推定し、大きな揺れが迫っていることを知らせる情報です。

緊急地震速報を有効に活用し、身の安全を守るために、情報を受けたときにどのように行動すればいいか理解しましょう。

周囲の状況に応じて、落ち着いて、身の安全を確保しましょう。

住宅用火災警報器の設置について 大切な命を火災から守るために

消防法等の改正により、住宅火災による死傷者の減少を目的として、住宅用火災機器（火災警報器など）を、新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年6月1日までに設置することが義務付けられました。取り付ける場所は、就寝に使われている部屋や階段の上部などです。

火災警報器は、消防設備取扱店、ホームセンターおよび家電販売店などで購入できます。価格は、機能や耐久性により異なりますが、5年から10年使用できる物が、1個当たり数千円から1万円前後です。購入の際は、日本消防検定協会が鑑定したNSマークの付いた物をお勧めします。

- ①家庭
 - ・頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる
 - ・あわてて外へ飛び出さない
 - ・その場で火を消せる場合は火の始末をする
- ②屋外
 - ・ブロック塀の倒壊、自動販売機の転倒、ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に注意



火災を起こさないよう、日ごろからの注意が最も大切ですが、大切な命を守るために、住宅用火災警報器の早期設置をお願いします。

『悪質な訪問販売にご用心!』

消防署や町役場が直接「住宅用火災警報器」を販売することはありません。《トラブル防止のポイント》

- ・一人での対応や契約をしない
- ・玄関の外で対応する
- ・おかしいと思ったらはっきり断る

■問い合わせ先

柳井地区広域消防本部
 ☎0820(22)0040
 または役場総務課 ☎74-1000

安心と信頼のハートピア共済 ～事業所で加入しませんか～ 中小企業勤労者共済制度

型 種	対 象 者	加入年齢	月掛金 (1人)	交通事故死亡の 給付金額
1 型	県内に住所または勤務先がある中小企業の勤労者で契約発効日の前日まで健康な方（事業所加入される場合は事業主も加入できます）	満15歳以上	450円	240万円
2 型		満65歳未満	900円	480万円
3 型		1,500円	720万円	
4 型	同上	満15歳以上 満50歳未満 (満55歳になるまで継続加入できません)	2,000円	1,000万円
高齢者型		満65歳以上 満71歳未満	450円	100万円
ファミリー型	1型～4型に加入している本人、配偶者および子供	0歳以上 満65歳未満 (子供は満25歳未満)	500円	200万円

従業員の福利厚生面をより充実させるためにお勧めします。

なお、事業主が従業員のために共済掛金を負担された場合は、税法上は損金または必要経費として算入できます。

■加入の申し込み・問い合わせ先

周防大島町勤労福祉共済会（事務局：周防大島町商工観光課）
 ☎79-1003

この制度は、中小企業で働いている未組織の勤労者の福祉の向上を目的とし、県下全域にわたって実施されている共済制度です。

月々わずかな掛金で、死亡・障害・入院・住宅災害等の不測の事態に対してセツトで保障し、さらに結婚・出産・銀婚・小中高校入学祝金も給付します。

入院については、さらに充実・・・5日以上入院したとき、1日目から給付金をお支払いします。